

神戸市告示第 175 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき，特定有害物質によって汚染されている区域を，次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

平成 28 年 6 月 16 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域
中央区東川崎町 2 丁目 14 番の一部
東川崎町 2 丁目 20 番の一部
（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
テトラクロロエチレン
六価クロム化合物
水銀及びその化合物
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物

別図

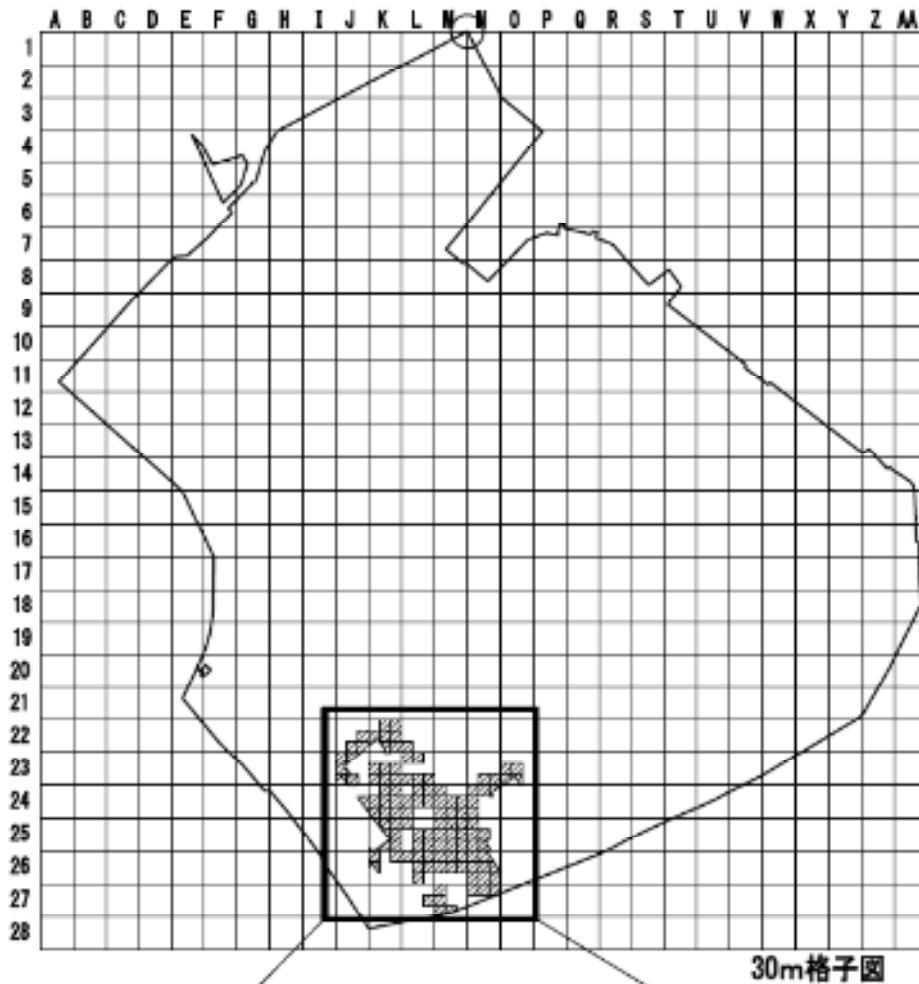
<起点>

起点は、神戸市中央区東川崎町2丁目14番1の北端 (No.3126) 地点とする。

<格子の回転角度>

24° 12' 28"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10mまたは30m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。



<凡例>

- 起点
- 敷地境界線
- ▨ 形質変更時要届出区域

